

双葉町復興まちづくり委員会設置要綱

(設置)

第1条 東日本大震災並びに福島第一原子力発電所事故からの町の復興に向けた復興まちづくり計画（以下「復興計画」という。）の策定にあたり、町民総参加の復興会議（以下「復興会議」という。）などでの町民の幅広い意見を復興計画に反映させるため、双葉町復興まちづくり委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、復興計画の策定に関し、復興会議での意見を踏まえ次に掲げる事項について検討を行い、その結果を町長に報告するものとする。

- (1) 町の復旧及び復興のあるべき姿や基本方針（ビジョン）に関すること。
- (2) 仮の町を含めた復興計画に掲げる施策及び事業に関すること。
- (3) その他復興計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 関係団体の代表者
- (2) 学識経験者
- (3) 町職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

2 委員の任期は、委嘱の日から復興計画が策定される日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長1人及び副委員長2人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、町長が招集する。

(部会)

第6条 委員会が必要と認めるときは、委員会に部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員長が指名する者をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置く。部会の運営については、第4条及び第5条の規定を準用する。

(意見の聴取等)

第7条 委員会及び部会は、必要に応じてアドバイザーや町民等に対し、復興計画に対する助言又は意見を聞くことができる。

2 委員の学識経験者は、アドバイザーとして復興会議に出席し、復興計画に対する助言又は意見を述べることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営及び検討方法に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年6月26日から施行する。